

報告第30号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年11月16日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の  
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- |           |  |               |
|-----------|--|---------------|
| 1 件名及び契約名 | 令和3年第3回杉並区議会定例会において議案第68号により議決を得た「杉並区立社会教育センター及び併設3施設改修空気調和設備工事」 |               |
| 2 金額の変更   | 議決を得た契約金額  | 金682,000,000円 |
|           | 変更後の契約金額   | 金682,649,000円 |
|           | 契約金額の増額  | 金649,000円     |
| 3 変更理由    | 工事着手後、労務単価及び資材価格の上昇により、契約変更の必要が生じたため。                            |               |
| 4 専決処分年月日 | 令和4年10月26日   |               |